

第12回宇宙開発委員会定例会議 議事次第

1. 日時 昭和46年7月14日(水)
午後2時～4時

2. 場所 宇宙開発委員会会議室

3. 議題 (1) 委員長あいさつ

(2) 委員長代理の指名に
ついて

(3) 昭和46年8～9月期
ロケット打上げ計画について

(4) 口連宇宙空間平和利用委員会
法律小委員会第10会期

第11回宇宙開発委員会定例会議

議事要旨

1 日 時 昭和46年6月9日(水)
午後2:00~4:00

2 場 所 宇宙開発委員会会議室

3 議 題 (1) 技術部会第一分科会報告
(2) インテルサット恒久化会議出席報告

4 資 料 11-1 宇宙開発委員会懇談会議事要旨
11-2 宇宙開発委員会技術部会第一分科会報告

11-3 インテルサットの恒久的制度について

5 出席者

委員 山 県 昌 夫
" 網 島 毅
" 大 野 勝 三

関係省庁職員等

科学技術庁研究調整局長 石 川 晃 夫
科学技術庁宇宙開発参事官 市 瀬 輝 雄
外務省国際連合局外務参事官 石 川 良 孝
(代理: 戸 田)
文部省大学学術局審議官 犬 丸 直
(代理: 鈴 木)
通商産業省工業技術院総務部長 片 山 石 郎
(代理: 相 馬)

運輸省大臣官房参事官 高 橋 寿 夫
(代理: 高 谷)

気象庁総務部長 上 平 輝 夫
(代理: 中 村)

郵政省電波監理局審議官 太 原 幹 夫
郵政省電波監理局無線通信部長 大 塚 次 郎
(代理: 上 田)

建設大臣官房技術参事官 増 岡 康 治
(代理: 須 田)

説明者

日本大学工学部教授 佐 貫 亦 男
郵政省電気通信監理官 柏 木 輝 彦

オブザーバー

郵政省電気通信参事官 奥 田
" 副参事官 堀 口
" 電波監理局技術調査課 影 山
東京大学宇宙航空研究所 松 本
宇宙開発事業団システム計画部 会 田
" 高 木

6 議事要旨

(1) 6月2日の懇談会の議事要旨について確認が行なわれた。

(2) 今回提出された技術部会第一分科会報告について、佐貫分科会長より説明があり、以下の質疑応答の後委員会は、これを受理した。

網島: 第一号科学衛星の打上げに際しては、風の影響に対する積極的な措置をとることは、出来ないと考えてよい。

佐貫： そのとおりである。

山県： TVCを使用するようになつても風を測定することは必要か。

佐貫： そのとおりである。

山県： ロケット等で風をより正確に測ることは不可能か。

佐貫： かなり困難であろう。

網島： 今後信頼性問題を委員会で扱う場合留意すべき点は。

佐貫： 事業団と東大に実施計画等を作成してもらい、事前に十分検討できる期間をおいて審議していくことが適当と思われる。

(3) 先般行なわれたインテルサットの恒久化に関する政府間会議について郵政省の柏木電気通信監理官より、会議の様相、協定の内容ならびに地域衛星打上げの権利が確保されたこと等の説明があり、以下の質疑応答がなされた。

山県： 協定成立にあつてフランスは、棄権したのか。

柏木： そのとおりである。フランスのほか、メキシコ等3ヶ国が棄権した。

山県： ソ連はオブザーバーであつたのか。

柏木： そのとおりである。共産圏諸国の中では昨年からユーゴがインテルサットへ正式加盟している。

網島： インテルサット協定に参加しないで、インテルサットのサービスを利用する国は、分担金を支払うことがないため、得をするということにならぬか。

柏木： そのようにも考えられるが、本組織は、利益を挙げることを前提にしているので必ずしもそうではない。しかも方針決定についての発言権は当然異なってくる。

網島： 実際の計画は理事会が決めるのか。

柏木： そのとおりである。しかし、締約国総会の意見は十分尊重されることとなろう。

網島： 資本限度額は変え得ることだが限度額が小さくなれば、既出分との差額は、返されるのか。

柏木： そのとおりである。

網島： 協定の署名・発効の項の内容は。

柏木： 暫定協定国の2/3以上の国の批准が必要だが、それらの批准国の割当率の総計が全体の2/3以上となることも必要であるということである。

網島： ある1国のために打ち上げた衛星を他国が利用することになつた場合の扱いは。

柏木： 地域間通信を扱うなら地域通信衛星の扱いとなる。

網島： 1つの衛星に対し、これを日本は日本国内のために、又例えばオーストラリアはオーストラリア国内のために用いるとすれば、それは国内衛星と考えられるか。

柏木： そのとおりである。